



# 月刊税理士事務所チャンネル CHANNEL

2017  
**10**  
No.434

シリーズ企画

## 相続税等における一般財産評価のポイント..... 6

事務所訪問

芦田会計事務所 ..... 2

エヌエヌ生命の保険商品を活用した  
顧問先のリスクマネジメント強化 ..... 5

顧問先紹介

株式会社EVANGELIST JAPAN ..... 10

単位会レポート

「こだわり旅行」に参加して ..... 12  
～九州に避暑に行く～

会計事務所・顧問先向け

MJSソリューションの紹介 ..... 13

ミロクシステムQ&A

『ACELINK NX-Pro法人税申告書』..... 15

リレーエッセイ

近畿ミロク会計人会 江本 明義 ..... 19

今月の表紙: 東大寺 鏡池

撮影: 景山 良一(近畿ミロク会計人会) 場所: 奈良県奈良市

日本の未来一  
企業を支える



ミロク会計人会



## 事務所 訪問

# “Never against your TRUST”をモットーに どんな時も顧問先と向き合い続ける

京都市に事務所を構える芦田会計事務所 所長の芦田 勝博先生。元板前という異色の経歴があり、持ち前のコミュニケーション能力と長年にわたって積み重ねてきたノウハウとで、多くの顧問先から信頼を得ています。さっそく、芦田先生に現在の事務所の取り組みについて伺いました。

### 板前を経験し コミュニケーション能力が向上

——先生は板前を経て税理士を目指すようになったそうですが、板前としての経験が今の仕事に生きていると感じる部分はありますか。

**芦田 勝博所長（以下、敬称略）**  
カウンター越しにいろいろなお客様と接する機会を得たのが大きかったように思います。税理士は仕事上、さまざまなタイプの業種、性格の経営者の方々と接しなければならぬので、当然ながら高いコミュニケーション能力が求められます。その

点、私が働いていたのは高級な部類に入る日本料理店だったので、お客様にも経営者の方が多く、ある意味自然にコミュニケーション能力を高めることができました。最初の頃は緊張もしましたが、次第に失礼のない程度にフランクに接する、という自分なりのスタイルを確立することができました。

——その後、税理士事務所に勤務されることになったそうですね。

**芦田** 現在、近畿ミロク会計人会・京都地区会の会長を務めていらっしゃる小坂 文夫先生の事務所（現あおい税理士法人）

## 芦田会計事務所

所在地 京都市中京区西ノ京東合町56番地  
パレット御池2F  
TEL 075-803-0230  
FAX 075-803-0231  
設立 1990年  
職員数 14名  
導入システム／ACELINK NX-Pro



京都府京都市

で働かせていただくことになりました。実は私が小坂先生の事務所の第一号職員なのです。全くの未経験だった私をよくぞ雇ってくださったと今でも心から感謝しています。勤務当初は、何も分からないので常に小坂先生とともに行動し、先生の仕事ぶりを間近に見て学ばせていただきました。今の当事務所の仕事のやり方はこの時に小坂先生から私が体得したものがベースとなっています。そして1989年に税理士試験に合格し、その翌年に独立開業しました。

### 「とことん付き合う」ことで 顧問先の大半が黒字に

——ホームページに「Never against your TRUST」という経営理念が掲げられていますが、これはいつ頃、作成したものでしょうか。

青田 開業して2、3年くらい経った頃に作成したように記憶しています。最初は「私はあなたのサポーターです」という意味のキャッチコピーを名刺に印刷していたのですが、ある日、

友人からそれだと子どもっぽいから、英語で「We are never against your trust」といったニュアンスにしたらどうかと提案されたのです。私はそれが非常に気に入って、さらにその英文を簡略化することで、現在の「Never against your TRUST」という形にしたのです。ホームページ上ではさらにこの文言を分かりやすく表現するために「とことんお付き合いします」という意識も掲載しています。

——その経営理念にはどのような思いを込めたのでしょうか。

青田 企業には良い時も悪い時もありますが、仕事に一生懸命に向き合っている会社であれば、その状況によらず「逃げずに、とことん付き合います」という思いを込めました。実際、経営が立ち行かなくなると会社を整理せざるを得ない時にも、しっかりと顧問先と向き合うようにしていますし、経営者が自己破産をせざるを得ない時には無報酬で最後までお付き合いさせていただくようにしています。

もちろん、その姿勢は税務調査が入った時も同様です。しつ

かりと正当性を主張できるような根拠を準備し、堂々とした態度で臨むようにしています。逃げ腰で臨んでしまうと、あらぬ疑いをかけられてしまう恐れがありますので。

——顧問先にはどのようなアドバイスをしていますか。

青田 「赤字は恥ずかしいことである」という認識を持ってもらうように心がけています。経営者の中には「赤字になったから税金を払わないですむ」と言う方がいますが、そういった意識では絶対に成長できないし、社会に貢献することはできません。会社を成長させ、社会に貢献するという思いを持たなければ、企業の持続的な成長はあり得ないのです。そこで、当事務所では顧問先が赤字になってしまった場合、来期には必ず黒字化するという目標を掲げ、すぐに二人三脚で経営計画を練り直すようにしています。その結果、顧問先の大半は黒字という状況になっています。

——弁護士事務所の顧問先も多いそうですね。

青田 開業当初、顧客が全くな

かった時に、専門学校で簿記1級の講師を務めていたことがあったのですが、その際に同じく開業したての弁護士の方と知り合ったのがきっかけで、次々と弁護士事務所の顧問先が増えていきました。

——その他、医療関係の顧問先も多いそうですね。弁護士や医師など専門性の高い業種の方々と良好なコミュニケーションを図るコツがあれば教えてください。

青田 医療や法律に関して、ある程度の知識を身につけておくことが不可欠です。特に第一印象で信頼してもらえるかどうかは、知識の有無がポイントになってきます。専門性の高い業種の方々と初めて会う際には、その業種の専門用語などをあらかじめ勉強しておくと思います。



75坪の広々とした執務スペースです

——これまでに相続や企業再生などにも数多く携わってこられたそうですね。

青田 相続そのものはもちろん、デューデリジェンスの経験も豊富なので、それ単体の案件を引き受けることもあります。また、企業再生に関しては金融機関などからの依頼で、かなりの数の案件を担当させていただきました。



顧問先と「とことん付き合う」ことを信条とする芦田 勝博先生

た。今でこそ多くの金融機関が前向きにリスケなどの再生計画に耳を傾けてくれるようになりましたが、一昔前までは決してそんなことはありませんでした。経営者が準備した経営計画を一瞥し、放り投げた担当者もいたほどです。当然、その際には担当者を叱責し、きちんとその会社と向き合ってもらうようにしました。

——企業再生を成功させる秘訣はありますか。

芦田 最大のポイントは、まず

経営者の給与をどれだけカットできるかです。中小企業の場合、それがうまくいくかどうかでその企業の命運が決まるといってもいいでしょう。そうやって資金繰りを何とか立て直すことができたなら、あとは「選択と集中」によって売れる製品やサービスを軸にした経営計画を作成し、PDCAサイクルを回していけば大丈夫です。ただ、実際に経営者の給与をカットすると

なると、多くの場合、最終的には社長の奥さんが巨大な抵抗勢

力になります。逆に言えば、社長の奥さんの協力と理解が得られれば、事業再生はスムーズに運ぶことができるように思います。

### 職員の自主性を伸ばし業務の効率化を図る

——現在はどうのような体制で業務に励まれていますか。

芦田 通常の業務は14名の職員たちが全て行っています。担当替えをかなりの頻度で行い、全ての職員にいろんな経験を積んで

## History & Story 税理士までの歩み

高校時代はラグビー一筋だったという芦田先生。「高校卒業後は進学に興味がなく、とにかく早く一人前になりたい」と京都の日本料理店で板前として働くことにしたそうです。しかし、毎日天ぶらを揚げているうちに、自分自身が揚げ物を口にするのができなくなり、体重が15キロ近く減少。「このままでは身体を壊してしまう」と感じた折に、お客さんである税理士の方の自由闊達な雰囲気憧れを抱き、会計業界で生きていくことを決意したそうです。その後、新聞の小さな求人広告で目にした税理士事務所に就職、さらに査察事件の渦中にあった企業で経理部長を経験。事件が解決してからあらためて猛勉強に励み、1989年、27歳の時に税理士試験に合格し、その翌年に独立を果たしたそうです。

でもらうようにしています。例えば、業務のスケジュール管理や休みの取り方なども職員に任せていますが、当事務所の場合にはそうしたほうが自主的かつ効率的に職員が動いてくれるのです。最初のうちは不安もありましたが、今では任せたほうが確実に良いと思えるようになりました。

また、情報がオープンになっているのも当事務所の特徴です。例えば私自身の所得はもちろん、職員全員の給与や賞与がオープン

ンになっているのです。能力主義を採用しているのです。後から入ってきた職員が前からいる職員よりも多くの給与をもらうということがあります。それが現時点の評価であると理解してもらうことで、より切磋琢磨できる環境になると考えています。今後こうした方針を推し進めて、職員の自主性に満ちた事務所にしていきたいと思っています。

——本日はありがとうございます。ますますのご発展をお祈りいたします。

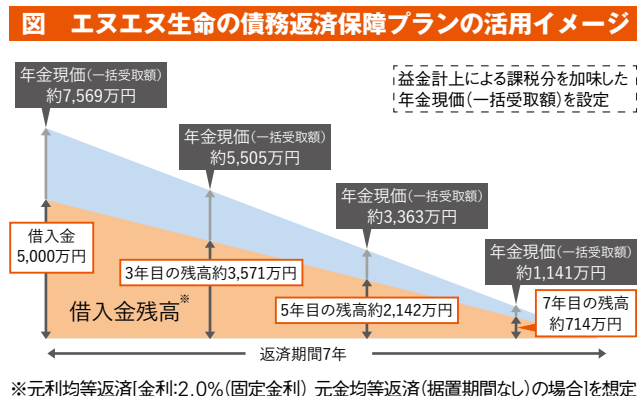
# エヌエヌ生命の保険商品を活用した 顧問先のリスクマネジメント強化

## 債務返済保障プラン

ミロク会計士会連合会とエヌエヌ生命保険株式会社（以下、エヌエヌ生命）は、業務提携契約を結んでいます。今回は、同社が用意するさまざまなプランの中でも、債務返済保障に特化したプランの内容を詳しくご説明します。

### 借入金に潜むさまざまなリスク

運転資金や設備投資、拠点拡大など、経営をしていく上では



何かと資金が必要で、それを借入金で補う企業も少なくありません。しかし、借入金にはリスクが存在します。どのようなものがあるか改めて考えてみましょう。

まずは事業を継続する場合の会社が抱えるリスクです。経営者が亡くなることで、新規融資が困難になったり、事業用資産や自宅の担保提供を求められたりと、金融機関の対応が変わる場合があります。また、取引先の取引条件の見直しなどが生じる場合もあり、これらが重なる場合と、一気に資金繰りが悪化する恐れがあります。

一方、個人のリスクとしては、遺された経営者のご家族におよ

ぶ影響が最も懸念されます。借入をする際に経営者個人が連帯保証人になり、自宅に抵当権を設定することは少なくありません。万が一その状態で経営者の方が亡くなり、事業が傾いて返済ができなくなったとします。そこで抵当権が実行されると、遺されたご家族の今後の生活におよぶ影響は計り知れません。

このようなリスクが考えられる上に、借入金に対するある誤解も存在します。

一般的に、個人で住宅ローンを含む際には、債務者の死亡後の債務の返済を団体信用生命保険でカバーする契約を結ぶ場合がほとんどです。一方で、会社の借入金に対する経営者の死亡後の債務保障を考えてみると、信用保証協会の保証付き融資を利用しているケースがよく見受けられます。誤解されがちなのがこの保証付き融資、一時的に信用保証協会が金融機関に代位弁済をしてくれますが、債務自体は残り、次に債務者になった方が信用保証協会に返済し続けなくてはなりません。

もちろん信用保証協会にも団

表1 信用保証協会の団体信用生命保険の主な特徴

- 新規借入時のみ加入可(融資実行後の加入不可)
- 加入可能な年齢は20歳以上66歳未満まで、保険期間は最長70歳まで
- 1被保険者に対する限度額は1億円
- 保険料は損金、保険金による債務弁済金は益金(課税の対象)
- 借入金額以上または以下の保障額設定は不可
- 債務の完済により保障が終了

表2 エヌエヌ生命の債務返済保障プラン  
(無解約返戻金型収入保障保険)の主な特徴

- 借入金返済中でも加入可能、債務の減少サイクルに合わせるように保障額は保険期間の経過とともに減少
- 最高で75歳まで加入可、保険期間は最長80歳まで1年単位で加入可能
- 借入金額が1億円以上の場合でも加入可能
- 保険料は全額損金、年金現価(一括受取額)の益金計上による課税分も加味して保障額の設定が可能
- 保険料通減払込方式に関する特則を適用することで、債務の減少に合わせるように保険料も減少
- 保障ニーズが変わっても、一定条件のもと、無診査で新たなニーズに合わせた保障に変更が可能

具体的な商品内容は設計書・パンフレット等でご確認ください

体信用生命保険はありますが、新規借入時のみ加入可で、その他にも条件があります(表1参照)。

### 間口が広く使い勝手の良いプラン

そこで、エヌエヌ生命の債務返済保障プランをご紹介します。主な特徴は表2の通りで、最長75歳まで加入でき、保険期間は最長80歳まで、借入金が1億円以上の場合でも加入できるなど、利用に際しての間口が広くとられています。他にも、保証金額を設定できる、一定条件のもと、新たな保障に変更できるなど、

使い勝手も良いプランとなっています。

このプランを活用すれば、借入金返済期間中に経営者に万が一のことがあった場合でも、死亡保険金や高度障害保険金を用いれば、借入金の返済を継続することが可能になります。また、債務の相続が生じた場合には、遺されたご家族の返済負担に伴う生活水準の低下を軽減したり、担保物件の処分を回避することなどが期待できます。

顧問先様の債務返済保障の状況について、今一度ご確認いただくことをお勧めします。

# 相続税等における一般財産評価のポイント

相続案件では財産評価が不可欠で、土地・建物、有価証券等以外にも一般動産（書画骨董品、車両、船舶など）や無体財産権（営業権、著作権、特許権など）等といった相続財産があります。本特集では、扱う機会が多くないこれらの相続財産について、評価の際の留意点を解説します。



たけだ ひでかず  
武田 秀和 氏

1975年、東京国税局に採用。以後、資料調査課、浅草、四谷など各税務署の資産課税部門に勤務。2008年に退官し、武田秀和税理士事務所を設立。同年にMJS税経システム研究所客員研究員となる。主な著書に「一般動産・知的財産権・その他の財産の相続税評価Q&A」（税務研究会出版局）「土地評価実務ガイド」（税務経理協会）など

## 相続税等における財産の価額

### 1. 財産の価額

相続税または贈与税（以下「相続税等」と言います）の申告において重要な手順の一つに、財産の価額の決定があります。財産の価額については、相続税法において「財産の取得の時ににおける時価」（相法22）と規定されています。相続税等の申告のためには、現金（日本円）を除く全ての財産の価額を決定しなければなりません。一口に時価と言っても、判定する者の立場や経験等により種々の数値が出ます。しかし、その価額はダイレクトに税額に影響を及ぼすため、適切な判定が求められます。そこで、課税される財産に対して市場価格に見合った価額であり、かつ相続人や受贈者のみならず第三者が納得できる根

### 2. 財産評価基本通達

拠のあることが重要となります。財産の価額を決定する方式は、さまざまな手法が開発されていますが、どの評価方法を採用しても一長一短があります。そこで簡便性（納税者利便）、公平性、安定性の観点から、できるだけ全国一律、同一水準で財産を評価できるようにと、「財産評価基本通達（以下「評価通達」と言います）が制定されています。相続税等の課税標準となる財産の価額は原則として、評価通達に基づいて評価します。

### 土地等以外の財産の評価

相続税の申告に占める各財産の割合は図表1の通りです。土地および土地の上に存する権利（以下「土地等」と言います）、ならびに有価証券の相続財産に占める割合は約53%です。その

ため財産評価についての情報は土地や有価証券の評価が中心となります。しかし、土地等以外の財産についてもその重要性は劣ることがありません。

ここでは、土地等および有価証券を除く財産のうち、相続税の申告にあたって悩むことの多い「一般動産」「家庭用動産」を中心に解説します。

#### 1. 一般動産

##### （1）一般動産の評価

一般動産とは土地等、建物および評価通達で特に評価方法を定めている棚卸商品や牛馬等動産以外のものを言います。

一般動産の価額は原則として、1個または1組ごとに評価します（図表2）。1組とは、複数の個体であるが、個体が組み合わされた状態で利用価値が最も高まるものをいいます。例えばコーヒーカップとソーサー、エ

アコンの室内機と室外機などの組み合わせがあります。一般動産の価額は、近年、中古車のよう市場が充実しているものがあることやインターネットの発達によって、納税者においても取引価額の把握が容易になっていくことから、原則として売買実例価額、精通者意見価格等を参照して評価します。

一般動産を評価する者は特に限定されていません。納税者が売買実例価額を参照して判断してもいいですし、その動産に精通している者、エキスパート、その動産の価額を適切に算定できる者（以下「精通者等」と言います）の意見価格であればよいこととなっています。最終的には納税者が判断することになります。実務的には精通者等の意見価格をそのまま採用することが多いと思います。

売買実例価額によることもできますが、種々雑多な一般動産の売買実例価額を探し出すことは困難です。ここでいう売買実例価額とは、相続人が、その一般動産を取得した直後に譲渡した時の価額と置き換えてもいいかもしれませんが。ただし、売り急ぎや親族間売買等査定価額に疑義が生じる場合のような、特殊な売買価額によることはできないので注意が必要です。

売買実例価額や精通者意見価格等が不明な場合は、その動産の新品の課税時期における小売価額から、その動産の製造の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額または減価の額を控除した金額によって評価します（評価通達129）。

（2）一般動産の評価の実務ポイント

①車両・オートバイ等

図表 1 相続財産に占める各財産の内訳

単位: 億円・( )内は%

| 年分    | 土地                | 家屋             | 有価証券             | 現金・<br>預貯金等      | その他              | 合計                 |
|-------|-------------------|----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 昭和31年 | 253<br>(45.1)     | 100<br>(17.8)  | 47<br>(8.2)      | 30<br>(5.3)      | 131<br>(23.6)    | 561<br>(100.0)     |
| 昭和50年 | 11,210<br>(70.4)  | 444<br>(2.8)   | 1,698<br>(10.7)  | 1,384<br>(8.7)   | 1,191<br>(7.4)   | 15,927<br>(100.0)  |
| 平成4年  | 154,701<br>(75.9) | 8,817<br>(4.3) | 14,637<br>(7.2)  | 15,051<br>(7.4)  | 10,497<br>(5.2)  | 203,703<br>(100.0) |
| 平成26年 | 51,469<br>(41.5)  | 6,732<br>(5.4) | 18,966<br>(15.3) | 33,054<br>(26.6) | 13,865<br>(11.2) | 124,086<br>(100.0) |
| 平成27年 | 59,399<br>(38.0)  | 8,343<br>(5.3) | 23,367<br>(14.9) | 47,995<br>(30.7) | 17,258<br>(11.1) | 156,362<br>(100.0) |

評価の事例が多い自家用車やオートバイの場合は、中古車業者等に確認するのが手取り早くてもいいでしょう。1台ごとに、中古車業者等の査定価額や売却価額に相当する価額によって評価できます。近隣に中古車業者等がない場合は、インターネットの中古車買取サイトを活用してもいいでしょう。

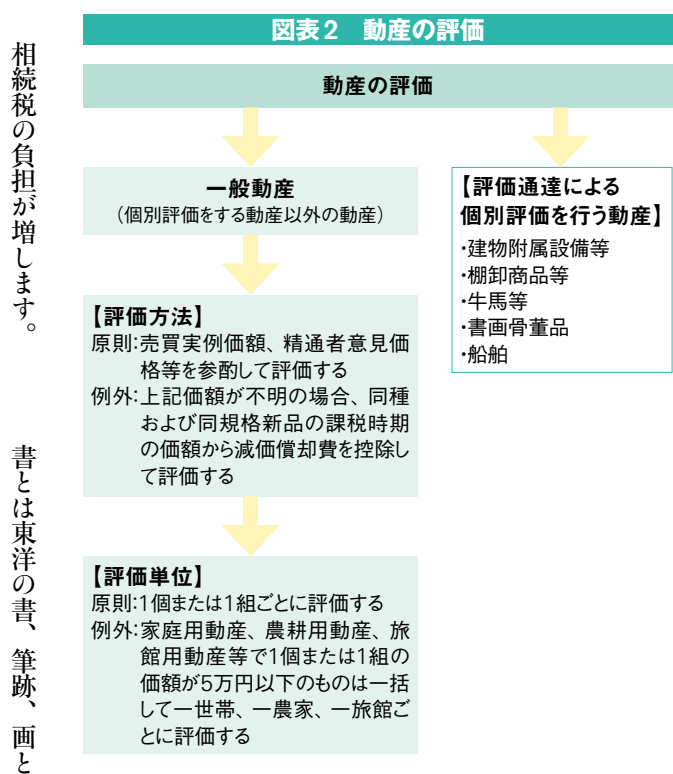
② 金地金等  
金地金は一般動産ですが、流通性があり、市場価額が毎日発表されており、課税時期現在の売買価額（時価）が明確です。

金現物の価額は金取引市場の課税時期の終値（買相場）で評価するのが適切です。また、課税時期現在の価額が明確であるため、その金額に対する斟酌をしません。

③ その他  
古書や古銭等他の者にとって価値のないような蒐集品であっても、思いのほか「金銭に見積もることができる経済的価値のある（相通11の2-1）」ものであることがあります。これらも相続税の課税対象となる財産であるため、その価額を見積もります。このような動産はインターネットで価額を調べることができ、また、同好の士がいることが多いので、その伝手を頼ってもいいでしょう。

等少額なものが数多くあり、個別に評価することが非常に煩雑です。また、被相続人と同居する者がいる場合は、動産一つひとつの所有者を区分することが困難です。家庭用動産の種類や質は、被相続人およびその家族の経済状況、生活姿勢等により大きく異なります。

そこで、家庭用動産の価額は、1個または1組の価額が5万円以下のものについては、一括して一世帯ごとに評価します（評価通達128）。



① 家庭用動産の評価  
相続財産とは、金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてを言います。当然、生活必需品である家財や什器備品は、その価額の高低を問わず相続財産として課税の対象です。

しかし、家庭用動産は、非常に個性が高く、家庭用動産の大半を占める什器備品や衣料品

② 家庭用動産は、換金困難というより換金不能資産であるため、理由のない高額な算定は

③ 家庭用動産をゼロで申告することは避けられます。相続税の対象となる程の財産を所有していた被相続人に家庭用動産が全くないことは考えられませんが、相応の価額を算定することに留意します。

④ 平成27年分の相続税の申告財産のうち家庭用動産の価額は231億1800万円、家庭用動産を申告した被相続人の数は6万7911人です。単純計算をすれば被相続人一人当たり約38万円です。

③ 書画骨董品の評価  
(1) 書画骨董品の評価  
書とは東洋の書、筆跡、画とは絵画、骨董品とは古美術品、古道具等のことを言い、その中でも希少価値・美術的価値があり、年数の経過によっても価値が下がるもの若しくは価値が上昇するものを言います。書画骨董品として相続財産の対象となるものは洋の東西や年代を問わず、金銭的な価値のあると認められるものです。

書画骨董品は、次に掲げる区分に従い評価します（評価通達135）。

① 書画骨董品の販売業者が有するものは、たな卸商品等の評価（評価通達133）の定め

によって評価します。

- ② ①以外の書画骨董品は、売買  
実例価額、精通者意見価格等  
を参照して評価します。

- (2) 書画骨董品の評価の実務ポ  
イント

① 一般的に、相続人が単独で書  
画骨董品を評価することは困  
難です。信頼できる画商、骨  
董商等に価額の査定を依頼し  
ます。画商でも得意分野があ  
るため、評価対象作品に精通  
した者を紹介してもらいます。

相続開始後に処分した場合は  
一般動産同様その売買実例価  
額等を参考に評価します。一  
定の価値が認められる書画骨  
董等について、素人が推測推  
断で評価することは避けます。

- ② 具体的に価額を見積もるため  
の手順は次を参考にしてくだ  
さい。
- ・美術年鑑等書物またはインタ  
ーネットで取引の有無および  
価額の見当をつける
  - ・美術商等の意見を参考にする
  - ・書・画・骨董等それぞれの分  
野の専門家に評価依頼をする

#### 4. 庭園設備

- (1) 庭園設備の評価

庭には一般家庭のものから、

古都の名利が管理し観賞対象と  
して公開しているようなものま  
で、さまざまな種類があります。  
そのうち庭園と称されるものは  
通常「観賞・逍遙<sup>しょうよう</sup>などのため、  
樹木を植え築山・泉池などを設  
けた庭。特に計画して作った庭  
(広辞苑)」のことを言い、評価  
通達という庭園設備も同様の規  
模・態様のものを指すと考えら  
れます。

庭園設備の価額は、その調達  
価額の100分の70に相当する  
価額によって評価します(評価  
通達92③)。調達価額とは、課  
税時期現在、その財産の現況で  
取得する場合の価額をいいます。

- (2) 庭園設備の評価の実務

#### ポイント

① 実際のな問題として、古い巨  
木や庭石、池沼など一点一点  
の調達価額を算出することは  
困難です。実務的には、その  
庭園設備を造成した造園業者、  
または経常的に手入れや管理  
を依頼している熟練した造園  
業者の意見を参考にすること  
となります。

② 自己の趣味や観賞のために造  
られ、維持管理されている一  
般家庭の庭は相続税の対象に

なるとは言えず、また庭園と  
しての対応の設備がありません。  
庭園設備としての規模や  
実質がないものについては、  
金銭に見積もることのできる  
財産とは言えないので、あえ  
て評価を行う必要はないと考  
えます。ただし、庭に設置さ  
れている資産的価値のある灯  
籠等については、一般動産ま  
たは美術品等として個別に評  
価を行います。

#### 5. 営業権

- (1) 営業権の評価

営業権とは「企業が有する長  
年にわたる伝統と社会的信用、  
名声、立地条件、営業上の秘訣、  
特殊の技術、特別の取引関係の  
存在等を総合した、将来にわた  
り他の企業を上回る企業収益を  
稼得することができる無形の財  
産的価値を有する事実関係(平  
成3・11・14最高裁判決)」の  
ことを言います。企業の長年に  
わたる社会的信用やブランド力  
等を総合したいわゆる「のれん」  
や「老舗」といわれる無体財産  
の一種です。

営業権の価額は、表1の算式  
によって計算した金額によって  
評価します(評価通達165)。

なお、医師や弁護士のように個  
人の技術や才能による事業者の  
場合は、営業権を評価しません  
(評価通達165注)。

- ① 平均利益金額

課税時期の属する年の前年以  
前3年間の所得の金額の合計額  
の1/3に相当する金額としま  
す。

- ② 標準企業者報酬額

標準企業者報酬額は、平均利  
益金額の区分に応じて計算した  
金額とします。企業者報酬額を  
控除するのは、企業者の働きに  
よる相応の報酬を超えたものが  
超過利益金額と考えられること  
によります(表2)。

- ③ 総資産価額

総資産価額は、評価通達に基  
づいて評価した課税時期(相続  
開始の日または贈与の日)の企  
業の総資産の価額とします。

- (2) 営業権の評価の実務ポイン  
ト

① 標準企業者報酬額の計算に  
当たって平均利益金額が  
5000万円以下の場合には、  
営業権の価額は算出されませ  
ん。これは、営業権は、平均  
利益金額が5000万円超の  
企業の場合に発生するという

●表1

営業権の価額＝  
超過利益金額×営業権の持続年数(原則として10年)に  
応ずる基準年利率による複利年金現価率  
超過利益金額＝  
平均利益金額×0.5－標準企業者報酬額－総資産価額×0.05

●表2

| 平均利益金額の区分 | 標準企業者報酬額            |
|-----------|---------------------|
| 1億円以下     | 平均利益金額×0.3＋1,000万円  |
| 1億円超3億円以下 | 平均利益金額×0.2＋2,000万円  |
| 3億円超5億円以下 | 平均利益金額×0.1＋5,000万円  |
| 5億円超      | 平均利益金額×0.05＋7,500万円 |

考えによるものです。

② 平均利益金額の計算に当たっ  
て、課税時期の属する年の前  
年以前3年間の所得を合計し  
ますが、この時に欠損年があ  
った場合、通算して3年間の  
所得を計算します。

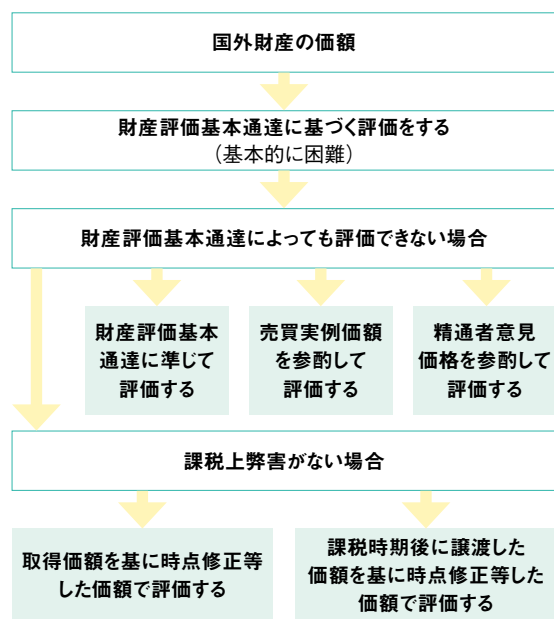
③ 超過利益金額の計算は、総資  
産価額の5%を控除するため、  
この総資産価額によっても、  
営業権の価額が算出されない  
こともあります。これは超過  
収益力の計算上、投下資本の  
働きによる部分を控除するこ  
とによります。

#### 6. 著作権等

- (1) 著作権の評価

知的財産権と言われる著作権

図表3 国外財産の評価手順



●表3

著作権の価額＝年平均印税収入の額×0.5×評価倍率

や特許権は、課税時期現在の取引価額を算定することができません。そこで、知的財産権の価額は過去の収入を基として、将来の収入を推算し、課税時期現在の価額を算出して評価します。

著作権とは、著作者がその著作物を排他的・独占的に利用できる権利のことを言います。著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属します。具体的には小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物、音楽の著作物、舞踊または無言劇の著作物、絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物等を言います（著作権法

2、10）。

著作権は、書籍などの現物資産の権利が圧倒的に多いと思われませんが、舞踏舞踊等の無形の著作物やコンピュータプログラムの著作物もあります。これらさまざまな形式の著作物を、相続開始時点での財産として統一的な評価をするには、その著作物から生み出された過去の3年間の印税収入を基に、将来の価額を推算して相続開始日現在の価額を算出する方法によります（評価通達148）（表3）。

①年平均印税収入の額  
年平均印税収入の額とは、課税時期の属する年の前年以前3年間の印税収入の額の年平均額

のことを言います。年平均印税収入の額に0.5を乗じるのは、課税時期後における年平均印税収入金額を推算することによる評価上の安全性を考慮したものです。

②評価倍率  
課税時期後における各年の印税収入の額が「年平均印税収入の額」であるものとして、著作物に関し精通している者の意見等を基として推算した、その印税収入期間に応ずる基準年利率による複利年金現価率とします。

ト

①著作物は出版社が異なることが多いため、一般的には著作物ごとに評価することになります。著作物ごとの相続開始の年の前年以前3年間の印税収入および今後の印税収入の見込み期間を、その著作物に精通している者、つまりその著作物の出版社に確認した上で評価します。

②著作物は必ず著作権の価額が算出されるわけではありません。出版社が相続開始以後の印税収入が見込めないと判断すれば、評価倍率をゼロと查

定しますので、価額は算出されません。

## 7. 国外財産の評価

### (1) 国外財産の評価

国外財産は、原則として評価通達により評価します。しかし、国外の土地建物等の評価をこの通達を基に行うことは、現実的ではありません。評価通達によって評価することができない財産については、次の方法によることも認められます（図表3）。

- ①財産評価基本通達の定めに従う方法
- ②売買実例価額による方法
- ③精通者意見価格等を参照する方法

この通達によって評価することができない財産については、課税上弊害がない限り次のように評価することができます。

- ①その財産の取得価額を基に、その財産が存在する地域、若しくは国におけるその財産と同一種類の財産の一般的な価格動向に基づき、時点修正して求めた価額で評価する方法。
- ②課税時期後に、その財産を譲渡した場合における譲渡価額を基に、課税時期現在の価額

として算出した価額によって評価する方法。

### (2) 国外財産の評価の実務ポイント

①海外不動産の価額の算定は非常に困難ですが、必ずしも鑑定評価をしなければならないというわけではありません。海外のその土地の価額の査定に精通している者の査定価額によることもできます。

②コンドミニアムのような場合は、売買実例が散見されることもあり、近隣に売買実例等があれば参考になります。また、国内の取引業者が取り扱っているものもありますので、その業者の価額を参考にすることもできます。

最後に、土地等や有価証券を除く一般財産は、種類が多く、評価方法も多岐にわたります。本誌面で解説しきれなかった財産については、拙著『一般財産・知的財産権・その他の財産の相続税評価Q&A』（税務研究会出版局）を参考にしてください。事例として多い一般財産の評価について、分かりやすく解説しています。

我が事務所の  
顧問先紹介

近年、大手メーカーではなく、地方の中小の工房などで作られているゴルフクラブ(地クラブ)が注目を集めています。中でも国内外で高い評価を得ているのが、兵庫県姫路市の(株)EVANGELIST JAPAN(エヴァンジェリストジャパン)が製造している「BALDO(バルド)」というブランドです。そこで、同社のものづくりに対する思いやこだわりについて、毛利会計事務所の毛利恵行所長が梅本伸昌社長にインタビューしました。

## 機能美を追求したデザイン

毛利恵行所長(以下、敬称略)

最初に、独立されるまでの経緯を教えてください。

梅本伸昌代表取締役(以下、敬称略) 自身は大学卒業後、ゴルフに特に関心があったわけでもなく、一企業の営業マンとして働いていました。その後、祖父が病に倒れたのを機に実家



(右から)梅本 伸昌社長、毛利 恵行所長

に戻り、縁あって兵庫県の佐用ゴルフ倶楽部に就職することになったのですが、これが大きな転機になりました。本格的にゴルフやゴルフアーに接していくうちに、徐々にその魅力に惹かれていったのです。ゴルフに夢中になるうちにいろいろなゴルフクラブを手にしたわけですが、いまひとつ自分好みのクラブ、要は格好が良くて見るからに飛びそうなものに出会えなかったのです。であれば、いつそのこと自分で作ってしまえばいいと考え、兵庫県内のゴルフクラブメーカーで修業を積んだ後に当社を立ち上げました。

毛利 最近ゴルフ人口が

減少しているそうですが、そのあたりに不安はなかったのでしょうか。

梅本 ゴルフアーの数が減っているという点では、確かにゴルフ業界は斜陽産業と言えるかもしれません。しかし、そんな時だからこそ、しっかりとゴルフアーの需要を捉えることができれば、規模の大小にかかわらず際立つ存在になれるのではないのでしょうか。この思いは創業時から一貫しており、「使いたくて仕方がない」と思ってもらえるようなゴルフクラブを作ることモットーにしています。

毛利 見事にその思いを実現させ、今では地クラブ好きの間で「西のバルド、東のロマロ※」と言われるまでになりましたね。

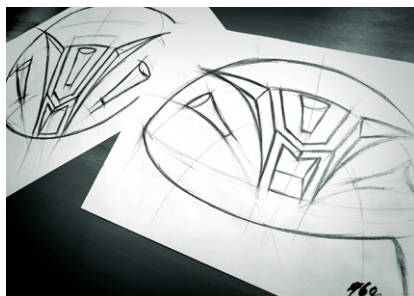
バルドのゴルフクラブといえば、スーパーカーのようにスタイリッシュかつ斬新なデザインが特徴で、いかにも飛びそうな印象があります。そういった独創的なデザインはどのように着想しているのですか。



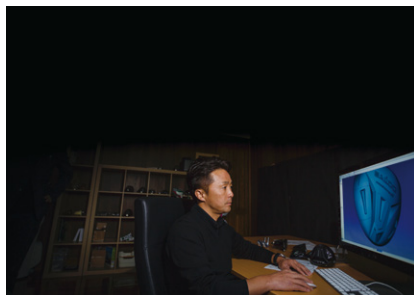
バルドのドライバー「COMPETIZIONE」。高く、真つすぐ、遠くへ飛ばせる大型ヘッドが特徴

梅本 自動車のフレームやタイヤのホイールをはじめとしたパーツ、その他、身の回りにあるさまざまなプロダクトをモチーフにして、アイデアをひねり出しています。その時に念頭に置くのは「機能と性能を表現するデザイン」で、あらゆるモチーフを頭の中で組み合わせ、次々とスケッチに落とし込んでいきます。そして、納得のいくスケッチができたら、今度はそれをCADなどで図面化し、協力工場に試作してもらいます。ちなみに新作を作るペースは早く、大手メーカーが2年に一度のペースで出すところを、当社では1年に一度のペースで出すようにしています。

毛利 近年、ゴルフクラブのレ



身の回りのさまざまなものをモチーフにスケッチを描く



アトリエとも研究開発室とも呼べるこの空間で、新しいプロダクトが設計される



姫路市内にある「パドック」では、カスタムに対応。カウンターの奥には微調整用の機器が揃う

ベルが向上しているように思います。チタン製のヘッド、カーボン製のシャフトが当たり前のようになってきていますし、ヘッドの内部に窒素ガスを充填し、反発係数を高めるといったことも行われているそうですね。

**梅本** 各社が企業努力を重ねています。当社でもさまざまな素材、技術を積極的に取り入れ、より飛ぶようなゴルフクラブにしていきたいと考えています。

**毛利** カスタムに関してはどのように行っているのでしょうか。

**梅本** ゴルファーのパワーやクセに合わせるため、実際に店舗などでテストしてもらい、重量調整ネジなどで理想的な仕上がりに調整していきます。そのため、当社の営業マンは販売店

に頻繁に出かけ、販売員の方々とカスタムやメンテナンス手法を共有するようにしています。

**タイで圧倒的な人気を獲得**

**毛利** バルドは日本だけでなく、タイでも圧倒的な人気を誇っているそうですが、タイとはどのような縁があったのですか。

**梅本** タイのゴルフ関係者が3年ほど前に「取引をしたい」と来てくれたのが始まりです。現地ではキーショップを出したり、イベントでデモンストレーションを実施したり、メディアでPRを展開したりしました。その結果、タイの女子プロであるポルナノン・ファトラム選手がバルドを気に入り、契約の話にまで発展していきました。現地

では契約時の記者会見の様子なども報道され、それに伴いバルドの知名度も急速に高まってきたのです。また、その後もポルニ・チュティチャイ選手がバルドを使ってくれるようになり、昨年のヨネックスレイディスではバルドを使って見事に優勝を果たしてくれました。

**毛利** 名実ともに世界トップレベルの選手たちに認められるゴルフクラブになったわけですね。8期目を迎えた現在、御社は右肩上がりで成長していますが、これまでに大変だったこと、苦労されたことはありませんか。

**梅本** ものづくりに関しては苦労よりも楽しさが先立つのですが、会社経営となると思い悩むことが多かったように思います。

## 梅本社長について

梅本社長は非常に明るく、職人的でありながら実に親しみやすい人物です。また、幅広い知見やユーモアをお持ちで、経営者や営業マンとしても高い資質をお持ちだと思います。いまやバルドの名は国内外で知人ぞ知るところとなりましたが、常に謙虚な姿勢をお持ちで、第三者の意見やアドバイスにもしっかりと耳を傾け、次々と新たな知識や考え方を吸収されているところもさすがです。ちなみに、梅本社長はゴルフの腕前にも定評があります。一流のゴルファーとしての視点や感性があるからこそ、それらをデザインの中に巧みに取り入れることができているのかもしれません。(毛利先生)

### 毛利会計事務所

所長 毛利 恵行  
所在地 兵庫県姫路市  
東延末3-39  
Tel. 079-283-1250  
<http://www.tax-mouri.jp>

### 株式会社EVANGELIST JAPAN

代表者 梅本 伸昌  
設立 2007年  
資本金 300万円  
事業内容 ゴルフクラブの製造・販売  
所在地 兵庫県姫路市  
西延末411-1  
Tel. 079-269-8572  
<http://evangelist-japan.co.jp>

その点、毛利先生に出会ってからはその悩みが大幅に解消され、徐々に迷うことなく、仕事に打ち込むことができるようになってきたと実感しています。また、損得勘定だけでなく、ものづくりに対する思いや納税義務をはじめとした社会通念を大切にすることができているように思います。創業から10年以内に9割の企業が倒産するなどと言われますが、それは単にビジネスが上手いっただけでなく、こういった信頼関係を築けたか否かも大きく影響するの

ではないかと思えます。近年の若手経営者は、とかく顧問料などを判断基準にしがちですが、会計事務所の持つ付加価値にも目を向けるべきだと考えます。

**毛利** 大変ありがたいお言葉です。今後の目標についてはいかがでしょうか。

**梅本** いずれはゴルフクラブに限らず、さまざまなプロダクトのデザインに挑戦してみたいと思っています。そして、いつかはプロダクトデザインといえは「エヴァンジェリストジャパン」と言われるような存在になりたいと考えています。

# 「こだわり旅行」に参加して

## 九州に避暑に行く

――近畿ミロク会計人会・大阪地区会では、会員間の交流と研修を兼ねた「こだわり旅行」を毎年開催しています。今回も、この旅行に参加された吉田 紀夫先生にその模様をレポートいただきました。

毎年恒例の大阪地区会研修旅行も今年で早くも7回目となる。会員11名とMJS社員5名の一行が空路で大分を目指す。

「よほど、我々の日頃の行いが良いのかな」。ゆつくりと北上して来る台風5号の影響で、大分空港に出迎えに来たバスに乗るなり、いきなりの豪雨となる。ところが、目的の観光地に着くと、不思議と晴天に恵まれる。ただし、湿気を帯びて蒸し暑い。

毎年8月最初の週末での催行なのだから、暑いのは当然。それも、ここは北海道でも信州でもなく、九州なのだから。

まず岩壁に刻まれた臼杵磨崖仏を観覧する。61体が国宝に指定されている。「マガイブツ」といっても、もちろん「まがい物」ではない。イメージが湧かない方はアフガニスタンの破壊された仏像を思い出していただければよいでしょう。

昼食はB級グルメといいながら、とり天がうまい。大分ではケンタッキーが撤退するという、まことしやかな噂が流れるのも理解できる。

午後からは稲積水中鍾乳洞に行く。内部は年中16℃。ひんやりとして汗が一気に引く。3億年かけて水・石・風により形成された異次元の世界。マイナスイオンで心も体も癒される。意外と皆に受けたのが、出口にある「昭和タイムトリップ館」。

世俗的な世界なのだが、昭和の時代も遠くなり懐かしい郷愁を覚える。

宿は長湯温泉「大丸旅館」という老舗。山の中で信州のように涼しい。夕食の前にこの旅行のメインイベント（ホントか？）である研修を行う。いつも東京から参加していただいているMJSのSさんによる「IT技術の動向からみる会計業務への影響」というテーマの研修。分かりやすい説明と充実したレジュメをいつもありがとうございます。研修旅行に行ったエビデンスとして持ち帰ります。

外湯のラムネ温泉に入る。32℃でいつまでも浸かっていられる。体をこすると出る無数の炭酸のアワが楽しい。効能は「身も心も清められる」とあり、ほとんど癒される我々であった。例年通り宿の中も外にもスナックやカラオケなどはない。せせらぎの音を聞きながら、身も心も清められたまま就寝する。

2日目は熊野磨崖仏を拜む。鬼が一夜にして築いたとされるバラバラの石段を上るので、「雨で濡れて危ない」というガイドさんの忠告をいただくも、過去に酷暑のしまなみ海道を歩いて渡り、昨年はバラグライダーに挑戦した我々にすれば何ということもない。

お昼は別府温泉「望海」という旅館で屋上の露天風呂に入る。建物は少々旧いが、昼食なのに関サバと関アジが丸一本ずつお膳に並び、その量、味とも大満足であった。

午後は城下町である杵築市内を散策する。アップダウンの多い地形を生かした街づくりで、東欧の街風景とは異なるが、遜色のない美しく整然とした街並みであった。

この旅行のディレクターは当初から「鉄ちゃん」を自称するT・U先生で、かつ大の飛行機嫌いで有名だ。これまではまず乗物にこだわり、昼食はおにぎりをバスの中、宿は一見廃墟かと疑うビジネスホテルであったことに比べて、珍しく今回は往復空路で食事も宿も贅沢な大名旅行であったのだが。

「来年は初心に戻りたい」と今回旅行のメの挨拶を述べられた。

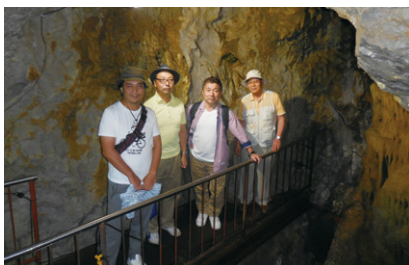
（文責 吉田 紀夫）



大丸旅館前にて記念の集合写真



旅のメインイベント!? 研修中の一枚



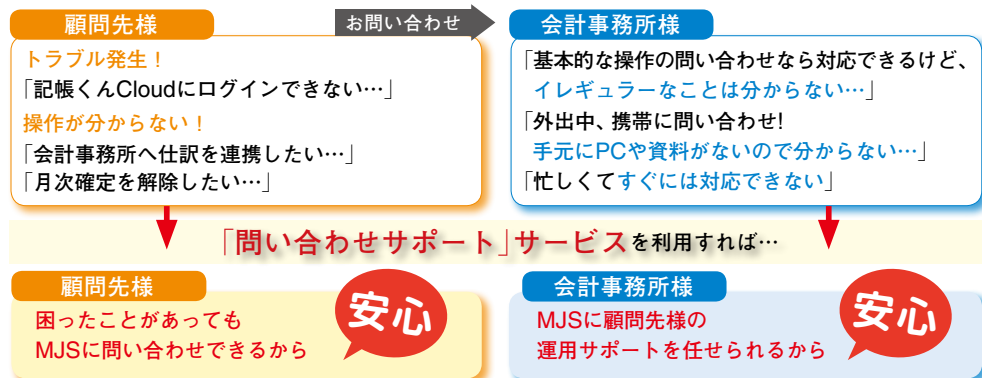
避暑に最適な稲積水中鍾乳洞にて

る「昭和タイムトリップ館」。昭和の時代の歓楽街のセット、映画のポスターやオモチャや駄菓子などのアイテムの多さ、収集の力の人れようがハンパではない。鍾乳洞とは真逆の

# MJSソリューションの紹介

MJSは多彩な製品・サービスを提供しています。本コーナーでは、その中でも会計事務所  
の先生方にぜひ知っていただきたいソリューションを厳選してご紹介します。

【今月のソリューション】 記帳くんCloud 問い合わせサポート



「記帳くんCloud」は、MJSが提供する顧問先様向けの自計化支援クラウドサービスです。その運用サポートは会計事務所様に行っていただくことになっておりますが、外出中で手元にパソコンや資料がないので分からない、別件が立て込んでいてすぐには対応できないなど、お困りになるケースもあるかと思えます。

そこで今年9月より、顧問先様からのお問い合わせに、MJSのカスタマーサービスセンター(CSC)が会計事務所様に代わって対応する「問い合わせサポート」サービスを提供することになりました。CSCの経験豊富なスタッフがお問い合わせ

## 双方のお悩みを同時に解決するサービス

合わせに対応するので、お客様に安心してご利用いただくことができます。

## 要望に応じてプランをセレクト可能

サポートの種類には表の4つがあります。また、会計事務所様と顧問先様との取引形態に合わせて契約いただけるよう、複数のサポートプランをご用意しました。

24時間受付可能なメールでのお問い合わせは、「記帳くんCloud」をお使いいただいている全ての顧問先様が無償でご利用できます。

チャットとは、インターネットを介してテキストをベースリアルタイムでやりとりする機能を指し、平日の9時～17時、お客様からの問い合わせに

## 4つのサポート内容とプランのご紹介

| メールでお問い合わせ                      | チャットでお問い合わせ                                                                       | オンラインでお問い合わせ                               | 電話でお問い合わせ                                                       |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| <br>・24時間受付<br>・平日17時までの受付は当日回答 | <br>記帳くんCloudの使い方を教えてほしいのですが。<br>チャット窓口をご利用いただきありがとうございます。ご質問をどうぞ。<br>・平日9時～17時まで | <br>Internet<br>・平日9時～17時まで<br>・あんしん遠隔サポート | <br>はい、こちらの窓口で承ります。<br>記帳くんCloudの使い方を教えてほしいのですが。<br>・平日9時～17時まで |

| サポートプラン       | 会計事務所様向け<br>仕切り価格(税抜) | メール | チャット | オンライン | 電話 |
|---------------|-----------------------|-----|------|-------|----|
| 標準サポートプラン     | 月額 0円                 | ○   | —    | —     | —  |
| スタンダードサポートプラン | 月額 350円               | ○   | ○    | ○     | —  |
| プレミアムサポートプラン  | 月額 700円               | ○   | ○    | ○     | ○  |

※「標準」サポートは、「記帳くんCloud」をご利用のすべての顧問先様が無償でご利用可能です。  
※上記月額利用料は顧問先様1社分の料金です。

MJSのカスタマーサービスセンター(CSC)のスタッフが迅速にお答えします。

オンラインサポートは、遠隔操作でインターネットを介してCSCスタッフがお客様のパソコンと同じ画面を見ながら問い合わせに対応するサービスです。そしてプレミアムサポートプランでは、電話での対応も可能となります。

顧問先様、会計事務所様とも安心でき、かつ負担を軽減する「問い合わせサポート」サービス、ぜひ活用ください。利用のお申し込みは、「記帳くんCloud」の「会計事務所管理サイト」から「オプション追加」で行うことができます。不明な点がございましたら、担当のMJS支社・営業所にお問い合わせください。

## ミロク会計人会のホームページ 今期開発分のご報告

広報委員会監修のもと、10月末にミロク会計人会ホームページ（HP）に新しいコンテンツとして「オンラインセミナー」が追加されます。

今回の目玉は、研修委員会が監修する「実践セミナー」を、広報委員会が監修する本会HPで配信するという、委員会の垣根を越えたコンテンツを開発したことです。活動方針に基づき活動を行っている委員会同士が本格的に連携するのは今回が初めてで、相乗効果により有意義な情報発信の体制が構築できました。委員会の相互交流とさまざまな協業の形を検討するため「委員長会」も行われ、今後は本会

HPに加えあらゆる面でのコラボレーションの促進が期待されます。

さて、今回はオンラインセミナーの第1弾として、消費税実務担当者に向けたポイントや注意点とMJSの「ACELINK NX-Pro」の操作方法を具

体的に解説する「実践セミナー 消費税編」が公開となります。実際に開催されているセミナーでも好評の「消費税 実践セミナー」を、オンラインで

の配信を前提に制作された映像なので、講師の方の表情まではつきり分かり、操作画面もお使いのモニター全体に近い大きさで観ることが出来ます。また、ダブルモニターを利用すれば、セ

ミナー画面と同時に事務所でお使いの「ACELINK NX-Pro」の操作画面も確認でき、さらにレジュメも手元に置きながら受講できるので、理解度がより一層深まります。

なお、今年度中には第2弾として「実践セミナー 法人税編」の公開を予定しております。

このオンラインセミナーは会員限定で、無償で視聴可能なコンテンツです。時間や開催場所の都合で実際のセミナーを受講できなかった方にぜひご利用いただきたいと思えます。また、セミナーの内容を職員全員に知ってもらいたいという先生にとっても、オンライ



ミロク会計人会連合会  
広報委員会  
下地 寛一委員長

ンセミナーを所内研修などで活用いただくことで、「時間と距離」の制約なく事務所全体のスキル向上を図れます。さらに、日税連のマルチメディア研修の更新情報も掲載します。こちらは、認定研修の単位申請もできますので、ご活用ください。

今回の開発を機に、オンラインでの学習に対するニーズをリサーチし、今後は他委員会を含めてコンテンツの制作・提供を促していきます。これにより本会HPの有用性をさらに高め、ひいては会員の満足度ならびに本会HPの認知度を向上させていくことを目指します。



オンラインセミナーのトップページ



「実践セミナー 消費税編」の画面



動画の表示イメージ

※各画面は開発中のものです

## 「日本初のゴルフ場・神戸ゴルフ倶楽部」

近畿ミロク会計人会

兵庫県神戸市 江本 明義



神戸港は、2017年1月1日をもって開港150周年を迎えました。その記念事業の一環として、日本で最初のゴルフ場である「神戸ゴルフ倶楽部」で、7月14日に特別枠でプレーすることができました。神戸ゴルフ倶楽部は、イギリス人貿易商のアーサー・ヘスセス・グルーム氏によって作られました。3年がかりで1901年に全て手作りの最初の4ホールが完成し、その後1903年に9ホールとなり、翌年に残りの9ホールが増設されて、現在の4049ヤード、パー61のコースが完成したそうです。

六甲山頂に近い標高818mにあるコースは、下界よりかなり気温が低いので、4月中旬より11月中旬までの開場で、1932年築の格調高い木造クラブハウスで休憩していると、7月にもかかわらず肌にあたる風が秋のような爽やかさでした。高さが1mほど、奥行き30cmほどの、バッグがようやく入るくらいの鍵のない木造ロッカーに着替えた服を入れ、1番ホールへと向かいました。コース自体は、パー3のショートが11ホール、パー4のミドルが7ホールで、コースには全て愛称がついていて、それぞれ由来があるという事です。素直なホールが一つもなく、グリーンも小さい上、ティーグラウンドからはグリーンが見えますが、2打目はほとんど打ち上げに



最終ホールから見た1932年築の木造クラブハウス

なっています。そのため、ピンも見えないようなホールが多く、初めてのラウンドでは見当がつかず、グリーンに上がったみて初めて「こんなホールだったのか」というような感覚でした。プロゴルファーの中嶋常幸選手でもアンダーパーで回ったことがないという難コースに心が折れましたが、一度は行ってみたかったゴルフ場なので、満足感を持ちながらホールアウトできました。天気の良い日には神戸市内が一望できるホールもあるとのことでしたが、当日は薄曇りで霞んでいたのが残念でした。

18ホールをスルーで回ったので、昼食を終えた後でも時計を見るとまだ14時30分でした。帰りは六甲山のドライブを楽しみながら、急ぎの仕事の片付けるため事務所に戻りましたが、山上との温度差を痛感した一日でした。

### 表紙の写真



「東大寺 鏡池」  
(奈良県奈良市)

東大寺大仏殿と南大門の間にある鏡池は、水面に映る中門と大仏殿の風景が美しいと評判です。池の中に柄付きの鏡のような形をした島があることが名前の由来と言われ、島には弁財天が祭られています。大仏殿等の整備に尽力した聖武天皇の法要が営まれる毎年5月2日の聖武天皇祭では、鏡池の上に舞台が設置され、そこで舞楽が披露されます。また、紅葉の時期には東大寺周辺の木々が赤く色づき、この鏡池も素敵なコントラストを見せてくれるのでお勧めです。(景山 良一)

## 税理士事務所 CHANNEL

434号

発行 株式会社ミロク情報サービス  
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1  
TEL. 03-5361-6309(経営企画・広報IRグループ)  
発行人 是枝周樹  
編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会  
ミロク会計人会事務局、経営企画・広報IRグループ  
監修 ミロク会計人会連合会広報委員会  
配信制作 東方通信社  
印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

### CHANNELのロゴのコンセプト

「N」に動きと色をつけることで、ニュース性・情報性・会員同士のネットワークを表現。また、「N」の色のゴールドは、会員先生や顧問先様の輝かしい未来を表現しています。

## 複合機が、クラウドする。



新複合機「ApeosPort-VI」は、富士ゼロックスの「WorkingFolder<sup>®1</sup>」はもちろん、広く使われているさまざまな汎用クラウドサービスに接続できる機能を標準搭載。情報共有の出入口として、さらに進化しました。クラウド上のフォルダーに複合機から直接アクセスできることで、文書の登録やダウンロード、さらに出先からの出力指示も可能になります。

例えば、外出先でもPCや、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末から「WorkingFolder」を参照することで<sup>※2</sup>、複合機で受信したファクスを閲覧できる「ペーパーレスファクス受信」環境を構築し、業務の効率化を支援。インターネットを介して、複合機、PC、モバイル端末が連携することで実現した、時間や場所に縛られない情報共有により、オフィスに新たなクラウドの使い方を提案します。

※1 インターネット上のドキュメント共有環境を提供するクラウドサービス。別途サービス契約が必要です。 ※2 DocuWorks Folder for iOS / for Android が必要です。



複合機から新しいオフィスを考える。

ApeosPort-VI C7771 / C6671 / C5571 / C4471 / C3371 / C2271

富士ゼロックス株式会社  
富士ゼロックス東京株式会社

[www.fujixerox.co.jp/](http://www.fujixerox.co.jp/)  
[www.fujixerox.co.jp/tkx/](http://www.fujixerox.co.jp/tkx/)

Xerox、Xerox ロゴ、および Fuji Xerox ロゴは、米国ゼロックス社の登録商標または商標です。

**FUJI XEROX** 